

【議　事】

江別市都市計画マスタープラン等小委員会の設置

令和 4 年 7 月 8 日：江別市都市計画審議会

江別市企画政策部都市計画課

江別市都市計画マスタープラン等小委員会設置要綱

令和4年5月19日都市計画審議会決定

(設置)

第1条 江別市都市計画審議会条例施行規則（平成12年規則第41号）第7条の規定に基づき、江別市都市計画審議会に江別市都市計画マスタープラン等小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、次に掲げる事項について、専門的な見地等から内容の調査検討を行い、江別市都市計画審議会に報告するものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づき策定された江別市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の改定に関すること。
- (2) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定に基づく江別市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の策定に関すること。

(期間)

第3条 小委員会の設置期間は、マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定に係る調査検討が終了するまでとする。

(組織)

第4条 小委員会は、江別市都市計画審議会委員の中から、江別市都市計画審議会会长が指名する8人以内の委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第5条 小委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会務を総理する。

- 2 小委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長がやむを得ない理由があると認める場合は、書面により会議を開くことができるものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、企画政策部都市計画課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が小委員会に諮って定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年5月19日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。